

## 中野区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

## 計画素案からの主な変更箇所

※下線部分が追加・変更箇所

No	計画案	計画素案
1	<p>p.27</p> <p>&lt;施策2&gt; 地域生活を支える社会資源の整備</p> <p>■主な取組</p> <p>①グループホームの整備の促進 (略)</p> <p>支援の専門性の確保や、<u>通過型・滞在型*等</u>必要なグループホームの類型を検討し、中・長期的な視点を持ち整備の誘導に取り組みます。</p>	<p>&lt;施策2&gt; 地域生活を支える社会資源の整備</p> <p>■主な取組</p> <p>①グループホームの整備の促進 (略)</p> <p>支援の専門性の確保や、必要なグループホームの類型を検討し、中・長期的な視点を持ち整備の誘導に取り組みます。</p>
2	<p>p.51 p.52</p> <p>2成果目標</p> <p>③地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p>《目標達成に向けた考え方》</p> <p>③住まいの場の整備 (略)</p> <p>また、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を促進するために、地域生活支援拠点の整備を進め、障害のある人が退所または退院した後も、地域で自立した生活を継続していくための支援体制を強化します。</p> <p>更に、<u>地域生活への移行後、自立生活を希望する人に対しての住まいを確保する必要もあります。住宅施策の所管や、令和3年3月に設置する居住支援協議会*等と連携をしながら、不動産事業者等への啓発と理解を進め、障害がある人が居住可能な賃貸住宅等を増やし、適切なマッチングをしていきます。</u></p>	<p>2成果目標</p> <p>③地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p>《目標達成に向けた考え方》</p> <p>③住まいの場の整備 (略)</p> <p>更に、<u>入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を促進するために、地域生活支援拠点の整備を進め、障害のある人が退所または退院した後も、地域で自立した生活を継続していくための支援体制を強化します。</u></p>